

有効期間 5年（令和8年12月31日まで）

令和3年3月3日

各部長・参事官  
各所属長 様

警察本部長  
（通信指令課）

非常通報装置の設置及び運用要領の改正について（通達）

非常通報装置の設置及び運用については、非常通報装置の設置及び運用要領の改正について（平成31年4月22日付け本部長通達、以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、提出書類の様式変更に伴い、みだしの要領を別添のとおり改正することとしたので、部下職員に周知徹底の上、適正な設置及び運用に努められたい。

なお、旧通達は、本日限り廃止する。

〔 本件担当 企画係  
警 電  〕

## 別添

### 非常通報装置の設置及び運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、非常通報装置の適正かつ効果的な運用を図るため、その設置及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 非常通報装置の定義

この要領に定める非常通報装置とは、緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより地域部通信指令課総合通信指令室（以下「総合通信指令室」という。）に送信するための装置をいう。

なお、犯罪被害者等の保護対策等のため、必要により一時的に設置又は貸与等する装置は除くものとする。

#### 第3 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設において事案が発生した場合の被害の程度及び社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、総合通信指令室等における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

#### 第4 非常通報装置の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- 2 誤操作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えた装置であること。
- 3 総合通信指令室において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- 4 総合通信指令室において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- 5 1から4に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

#### 第5 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

##### 1 非常通報装置の新設手続

当県内の施設に非常通報装置を新たに設置しようとする者（以下「新設者」という。）は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、次の手続により、警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

- (1) 新設者は、本部長及び非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）の署長（以下「管轄警察署長」という。）に、次に掲げる書面をそれぞれ各1部提出することにより新設手続を行うものとする。

ア 非常通報装置設置申請書（別記様式第1号）

イ 設置施設付近の見取図

ウ 設置施設内部の平面図に非常通報装置及び関連装置の取付位置を表示した設置図（別記様式第2号）

なお、上記提出書類2部を管轄警察署長が受理した場合は、直ちに地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）に連絡するものとする。

- (2) 管轄警察署長は、上記(1)の申請を受理した場合は、工事計画を確認し、速やかに必要な現地調査及び指導を行った上、調査結果について通信指令課長に報告するものとする。

なお、この場合の現地調査及び指導については、地域部長が別に定めるものとする。

- (3) 上記(2)による管轄警察署長の報告に基づき、上記(1)の申請については、上記第3の施設に該当し、かつ、上記第4の要件を満たす場合、通信指令課長は広島県警察総合通信指令システム（以下「通信指令システム」という。）に必要な登録を行うとともに、新設者に対し、設置者番号を付与して開通試験を指示するものとする。

また、開通試験の指示を受けた新設者は、開通試験日を通報試験計画表（別記様式3号。以下「計画表」という。）により通信指令課長に提出するものとする。

- (4) 開通試験は総合通信指令室において、当該非常通報装置の開通状況を確認するものとする。

なお、開通試験で不具合が生じた場合、通信指令課長は新設者に対し速やかな是正を求めるものとする。

- (5) 上記(4)の開通試験の結果が良好である場合、本部長は設置を承認する旨を非常通報装置設置承認書（別記様式第4号）により、新設者及び管轄警察署長にそれぞれ通知する。

なお、その場合、新設者に対し、非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものであることの他、必要に応じて非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付するものとする。

- (6) 申請にかかる施設が上記第3の施設に該当せず、又は上記第4の要件を満たさないと認められる場合、本部長は申請を拒否するとともに、新設者に対し当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。

なお、上記(4)の通信指令課長が求める是正が適正に行われない場合も同様とする。

## 2 申請内容の変更

非常通報装置の設置承認を受けたもの（以下「設置者」という。）が申請内容を変更する場合は、事前に以下の手続きを行うものとする。

- (1) 施設を移転する場合

設置者は、非常通報装置を設置した施設を移転する場合は、あらかじめ十分な

時間的余裕をもって、新設手続きに準じた手続きを行うこととする。

なお、この場合、非常通報装置を撤去した移転元の施設については廃止の手続きを行うものとする。

## (2) 申請内容の変更

ア 設置者は、申請内容である住居表示、施設名称、接続電話番号、連絡電話番号及び機器形式を変更する場合は、非常通報装置変更届（別記様式第5号）を本部長及び管轄警察署長にそれぞれ各1部提出することにより変更手続きを行うものとする。また、管轄警察署及び設置者番号を変更する必要がある場合も同様とする。

なお、非常通報装置の位置等を示した設置図記載内容を変更する場合は、非常通報装置変更届に変更後の設置図も併せて提出するものとする。

イ 通信指令課長は、管轄警察署長と変更内容を確認するとともに通信指令システムに必要な変更を行うものとする。

ウ 非常通報装置の機器変更、接続番号又は通報録音文の変更を伴う場合等は、必ず通報試験を行うものとし、通報試験日を計画表により通信指令課長に提出するものとする。

## 3 設置者に対する指導等

(1) 非常通報装置の定期通報試験又は変更時の通報試験等により、不具合が生じた場合、通信指令課長は設置者に対し必要な指導等を行い是正を求めることとする。

(2) 管轄警察署の行う現地調査により、非常通報装置について改善事項が認められた場合、管轄警察署長は設置者に対し必要な指導等を行い是正を求めることとする。

(3) 上記(1)又は(2)の指導に従わない場合、若しくは非常通報装置の運用及びその他設置施設の防犯・安全確保に関して管轄警察署長が行う指導に従わない場合、本部長は設置者に対し、設置の承認を取り消し又は当該装置の廃止を求めるとともに、当該装置による通報には対応することができない旨通知するものとする。

## 第6 非常通報装置の廃止

設置者は、非常通報装置を廃止する場合は、非常通報装置廃止届（別記様式第6号）を本部長及び管轄警察署長にそれぞれ各1部提出するものとする。

通信指令課長は、管轄警察署長に確認するとともに、通信指令システムから当該データを削除するものとする。

## 第7 設置者の義務等

### 1 誤報の防止と装置の保守点検

設置者は、非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者（以下「保守点検業者」という。）の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管しておくものとする。

### 2 運用責任者の指定

設置者は、設置施設ごとに非常通報装置の運用責任者を置き、従業員等に対する運用指導を行うとともに、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安

全確保に関して本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わせるものとする。

### 3 誤報又は不適切な使用に対する措置

設置者は、非常通報装置による誤報又は不適切な使用があった場合は、当該誤報等の原因を究明し、再発防止のための措置を講じた上、その結果を記載した誤報等の措置状況報告書（別記様式第7号）を本部長及び管轄警察署長にそれぞれ各1部提出するものとする。

### 4 定期通報試験の実施

設置者は、保守点検業者と調整し、年1回以上の定期通報試験を実施するものとし、その計画は試験を実施する前月の25日までに計画表により通信指令課長に提出するものとする。

なお、本試験計画表の届出は、当該施設における非常通報装置の指導機関、機器業者又は保守点検業者（以下「指導機関等」という。）がとりまとめて行うことができるものとする。

## 第8 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

1 管轄警察署の地域官、地域交通官又は地域担当課長の職で最上位の職にある者（以下「地域官・地域課長等」という。）は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置、運用、誤報防止措置及びその他防犯・安全確保に関して行う指導に従うよう、上記第5の手続について、あらかじめ十分に説明するものとする。

2 地域官・地域課長等は、設置施設の位置、運用形態の把握に努め、常に非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているか、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているかなどについて検証するものとする。

なお、管轄警察署において、街頭活動等を通じ設置施設の変更等を認知した場合は、通信指令課長に連絡するとともに、当該施設に対し速やかに必要な手続きをとるよう指導すること。

3 地域官・地域課長等は、非常通報装置の設置等に関する相談を受けた場合は、通信指令課長と必要な連絡・調整及び協議を行い、新設手続きに入る前に非常通報装置の特性、必要性又は他に適当な代替手段がないかなどをよく検討したうえで対応すること。

4 通信指令課長は、非常通報装置による通報及び誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないかなど検証するものとする。

5 通信指令課長は、指導機関等に対して、非常通報装置の設置、運用、誤報防止措置及びその他防犯・安全確保に関して新設者及び設置者に対し指導を行うよう、依頼及び説明するものとする。

## 第9 非常通報装置を使用した防犯訓練

1 非常通報装置を使用し、又は使用が予想される防犯訓練（あらかじめ届出された定期通報試験の際に行う保守点検業者との装置確認の場合は除く。）については、設置者は管轄警察署長に時間的余裕をもって要請するものとし、管轄警察署長は、自ら又は設置者からの要請により非常通報装置を使用して防犯訓練を実施しようとする。

するときは、通信指令課長に連絡するものとする。

2 防犯訓練を実施する際は、必要な警戒人員等を配置等することにより第三者からの誤認防止措置を図るとともに、可能な限り保守点検業者を訓練に立ち合わせるなど早期確実な復旧措置を講じるものとする。

3 防犯訓練の実施に関する細部事項については、地域部長が別に定めるものとする。

#### 第10 関係文書の整理保管

本要領に定める関係文書は、次により整理保管するものとする。

1 非常通報装置の設置及び変更にかかる書類

非常通報装置の設置及び変更にかかる書類は、非常通報装置が設置及び運用されている期間中は、その施設ごとに保管するものとする。

2 廃止届

非常通報装置が廃止された場合の廃止届は、その設置及び変更にかかる書類とともに保存することとし、保存期間は1年とする。

3 通報試験計画表及び誤報等の措置状況報告書の保存期間は1年とする。

(別記)  
様式第1号(第5の1の(1)関係)

警察本部用	警察署長用
-------	-------

年 月 日

広島県警察本部長 様

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

( 担当部署名  
担 当 者  
電 話 ( ) 局 番 )

### 非常通報装置設置申請書

非常通報装置を設置したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設置施設名

2 設置施設所在地

3 設置工事(予定)日 年 月 日  
(施設の運用開始(予定)日) 年 月 日)

4 機器の形式 非常通報装置 形

5 保守点検業者(施工者)

電話 ( ) 局 番

6 通報録音文の内容  
「非常通報, 非常通報,

注: 設置者番号は空白とすること。

7 新設, 移設の区分

8 接続電話番号(逆信電話番号) ( ) 局 番

9 連絡電話番号 ( ) 局 番

10 添付する関係書類

- (1) 現場付近見取図
- (2) 設置図(様式第2号)

(※ 処理欄)

設置者番号	試験日	試験結果	改善措置結果等
	・ ・	朗・稜( )	

注1 本申請書の提出先は警察本部及び警察署各1部とし、それぞれの申請書欄の  
に該当する提出先を○印すること。

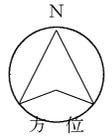
注2 処理欄は警察本部で記載するので、申請者は記入しないこと。

警察本部用	警察署長用
-------	-------

# 設置図

年 月 日作成

管 轄 署		番	施 設 名
-------------	--	---	-------------



## 凡 例

ア	通報装置本体
イ	発報確認ランプ
ウ	通報用ボタン
エ	逆信受理電話機
オ	防犯カメラ

## 通報試験計画表

試験日 月 日 ( )

提出者 ( )

No.	管轄署	設置者 番号	施設名	所在地	連絡番号	担当者	計画時間	試験区分	受理者※	結果※	備考※
					逆信番号				実施時間※		
1							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
2							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
3							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
4							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
5							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
6							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
7							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
8							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
9							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	
10							:	<input type="checkbox"/> 定期 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 変更	:	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/>	

注1：施設名称は正式名称を記載し，録音文の内容が異なる場合は，録音されていない施設名称部分を【 】で囲むこと。

例) ○○銀行【××支店】△△出張所⇒録音文「○○銀行△△出張所」

注2：※欄には記載しないこと。

広指第 号  
年 月 日

様

広島県警察本部長 印

非常通報装置設置承認書

年 月 日付け申請のあった（施設名称 所在地  
）に係る非常通報装置の設置については、年 月 日を  
もって、次の事項を厳守することを条件として承認します。

- 1 設置者番号
- 2 通報試験日
- 3 承認条件



警察本部用	警察署長用
-------	-------

年 月 日

広島県警察本部長 様

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

〔 担当部署名  
担 当 者  
電 話 （ ） 局 番 〕

非常通報装置廃止届

非常通報装置（設置者番号 ）を、次のとおり廃止したので届けます。

- 1 廃止年月日 年 月 日
- 2 廃止施設名
- 3 廃止施設所在地
- 4 廃止機器の形式
- 5 廃止の理由

注 本申請書の提出先は警察本部及び警察署各1部とし、それぞれの申請書欄の  
に該当する提出先を○印すること。

警察本部用	警察署長用
-------	-------

年 月 日

広島県警察本部長 様

住 所  
法 人 名  
代表者氏名

〔 担当部署名  
担 当 者  
電 話 （ ） 局 番 〕

誤報等の措置状況報告書

この度、非常通報装置（設置者番号 ）による誤報がありました。その状況及び改善措置は次のとおりです。

- 1 誤報等の年月日  
年 月 日（ ） 時 分頃
- 2 施設名
- 3 施設所在地
- 4 設置所在地の責任者及び連絡電話番号
- 5 機器の形式等
- 6 誤報等の理由（原因）
- 7 改善措置